

変圧器・コンデンサーの未登録量について

JESCO 未登録量については、2020 年 3 月の首都圏広域協議会において会員の 1 都 3 県政令市 16 自治体が主体的に未処理量を把握する体制となったことから、今後は各自治体が把握する未処理量情報と JESCO 登録情報を照合して計上することに変更した。

前回までは JESCO 未登録量が、一昨年度末現在の PCB 特措法届出分と電気事業法高濃度 PCB 管理状況届出分のみを対象にして JESCO 登録データとマッチングして算出したものとなっていた。今回の JESCO 未登録量は、各自治体が PCB 特措法届出、電気事業法高濃度 PCB 管理状況届出については可能な限り最新データを使用することに加え、会社名、住所等が未更新のデータも散見される電気事業法 PCB 設置等届出や旧財団法人電気絶縁物処理協会（いわゆる「P 協」）調査票等を活用し、各自治体毎に工夫して対象を特定し、現地調査などにより照合を行い、現行法に基づく届出以外の新たなデータも追加され、従来と比較し、より網羅的に JESCO 未登録量が把握されることになった。

今回の JESCO 未登録量の算出にあたっては、JESCO 東京事業所が 2020 年 7 月 1 日から 8 月 3 日にかけて、1 都 3 県政令市 16 自治体を関東地方環境事務所とともに訪問し、直接打ち合わせを行った。各自治体が 2020 年 7 月時点で把握している変圧器・コンデンサーの保管者又は使用者の情報をもとに精査を行い、7 月 7 日時点の JESCO 登録データと照合して、「未処理量」及びその内訳の「登録済み・未処理量」、「未登録・未処理量」を算出した。

従って、今回の JESCO 未登録量は、統一した方法により算出したものではなく、自治体毎に最新とするデータの時期が異なっているなど、各自治体がそれぞれ個別に精査した情報がベースとなっている。よって、前回までのような全体を一律に、PCB 特措法届出済み JESCO 未登録分、電気事業法高濃度 PCB 管理状況届出済み JESCO 未登録分といった区分で数量を算出することは行っていない。

JESCO は今後も環境省と連携し、自治体による未処理量把握、精査に協力し、数値の精度向上に努める。

表 1 1 都 3 県 16 自治体の未処理量 確認結果(確定)

	トランス				コンデンサ				根拠データ			
	R2. 3 月 首都圏広 域協議会 時点	現 行			R2. 3 月 首都圏広 域協議会 時点	現 行			特措法	電事法		P 協 データ
		合 計	登録済み・ 未処理量	未登録・ 未処理量		合 計	登録済み・ 未処理量	未登録・ 未処理量		自家用 電気工作物 設置等 届出	高濃度 PCB 管理状況 届出	
東京都	200	101	45	56	4,000	2,099	1,386	713	○	○	○	○
八王子市	9	0	0	0	21	45	33	12	○	○	○	○
埼玉県	100	10	0	10	3,500	1,957	1,127	830	○	○	○	○
さいたま市	30	20	0	20	300	425	387	38	○	○	○	○
川越市	20	0	0	0	200	116	92	24	○	○	○	○
越谷市	34	0	0	0	48	58	53	5	○	○	○	○
川口市	10	0	0	0	1,000	273	148	125	○	○	○	○
千葉県	50	49	10	39	2,500	2,484	1,731	753	○	○	○	○
千葉市	4	11	3	8	343	174	160	14	○	○	○	○
船橋市	1	13	13	0	200	159	159	0	○	○	○	○
柏市	5	10	2	8	300	140	121	19	○	○	○	○
神奈川県	50	37	6	31	3,000	2,202	1,328	874	○	○	○	○
横浜市	20	12	2	10	2,000	1,705	1,536	169	○	○	○	○
川崎市	20	19	10	9	1,900	951	670	281	○	○	○	○
相模原市	1	1	0	1	4,285	232	171	61	○	○	○	○
横須賀市	131	1	1	0	2,368	381	271	110	○	○	○	○
合計	685	284	92	192	25,965	13,401	9,373	4,028				

※取下 33 台除外

黄色のセルで赤色の数値は、自治体から入手した最終数値。

「登録済み・未処理量」は、事業管理システムから「登録済み」であり、かつ「未処理」である量を抽出した。

「登録済み」とは、令和 2 年 7 月 7 日時点で JESCO 登録がされているもの。

「未処理」とは、令和 2 年度以降に処理されるもの(令和 2 年 4 月 1 日時点で中間処理が未了のもの)。